

## 第4章 庁舎整備等基本構想

### 1 庁舎整備の現状

佐渡市役所本庁舎については、平成25年12月の佐渡市将来ビジョン見直しの際に、新庁舎整備に必要な機能や、整備をするための基本的な方針を「新庁舎建設等基本構想」としてまとめ、平成26年9月には、庁舎を整備するための具体的な手法や工程等について「佐渡市新庁舎建設・整備基本計画」を策定し、それを基にして、平成28年3月には「佐渡市新庁舎建設・整備工事基本設計」を完成させた。

また、地域の拠点施設である支所・行政サービスセンター庁舎は、平成30年度を目標として、前述の「佐渡市新庁舎建設・整備基本計画」に基づき、耐震補強、大規模改修及び建て替え工事を進めている。

その後、工事費の削減や、佐渡市の将来人口、職員数の推計、庁舎のランニングコスト等を含めた本庁舎、支所・行政サービスセンターのあり方や活用方法、市民の利便性等の様々な検証を行った結果、本庁舎については、これまでの新庁舎整備計画の見直しを行い、新庁舎建設は取りやめて、現庁舎の長寿命化を図りながら、可能な限り活用することとした。

### 2 本庁舎整備

#### (1) これまでの検討の経緯

合併協定書（平成15年6月28日調印）では、新庁舎の位置（合併後、新たに建設する本庁舎の位置）は、金井町千種沖地区とある。（平成15年2月5日開催：第2回佐渡市町村合併協議会【法定協】※<sup>1</sup>第12号議案で議決）

合併時に策定した新市建設計画には、平成21年から23年の事業計画で、総事業費23億円を計上したものの、国の三位一体改革※<sup>2</sup>により地方交付税の見直しが行われ、新市建設計画そのものの見直しを余儀なくされた。

市単独事業である新庁舎の整備については、財政的に非常に難しくなったことから、計画の先送り等を含め抜本的な見直しを図らなければならない状況となった。

これらのことから、平成17年3月に本庁舎検討委員会（民間）※<sup>3</sup>からは、「当面の庁舎整備については、新庁舎が整備されるまでの間、現施設周辺を有効活用して対応することが望ましい」との答申がなされた。

平成18年10月には、庁内で構成された本庁舎周辺整備検討委員会※<sup>4</sup>において、「現市役所第2庁舎敷地内に議会機能を含めた分庁舎建設」案をまとめ、議会に具申したが、敷地が借地であることなどの理由により、議会各派代表者会議にて反対

意見が出され、具申を撤回した。

その後、庁内組織である市有財産検討委員会<sup>※5</sup>で、本庁舎を含めた既存施設の活用など、様々な観点から協議を継続したものの、建設敷地の買収が不透明な状況であることなどの理由により進展せず、平成24年第1回（3月）定例市議会における一般質問において、合併特例債期限内の庁舎建設を断念すると答弁した。

平成24年6月に、東日本大震災に伴う合併特例債延長法が成立したことにより、防災面の対応の観点から合併特例債の発行期限が5年間延長され、庁舎建設の議論が再び起きた。

平成24年第3回（6月）定例市議会の一般質問で、「新庁舎の位置は、合併協定書での千種沖という決定事項を尊重し、財政的な面も考慮しながら市民の皆さんの意見を尊重し、判断をしていく」と答弁した。

同年10月には、庁舎建設の是非について市民の意向を調査すべく、18歳以上の市民2千人を抽出し、アンケート調査を実施した。

この結果を受け、平成25年第2回（3月）定例市議会における施政方針等で、「アンケート結果を総合的に勘案した結果、現庁舎を活かしながら必要最小限の増設をする」とした庁舎建設に対する考えを示した。

平成25年第5回（12月）定例市議会では、佐渡市将来ビジョンの見直しの中で、行政運営の基本方針の一つとして、本庁舎及び支所・行政サービスセンター庁舎の整備計画を盛り込んだ「新庁舎建設等基本構想」を報告した。

「新庁舎建設等基本構想」を踏まえた庁舎設計に必要な具体的手法を示す基本計画を策定するため、平成26年4月から9月までの計6回にわたり、民間の委員からなる佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画検討会議<sup>※6</sup>を開催し、新庁舎等に必要な機能等について、総合的な見地から意見や助言を求めた。

平成26年第6回（9月）定例市議会では、「新庁舎建設等基本構想」を基に、佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画検討会議や、パブリックコメント等でいただいた意見を参考にして策定した「佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画」を報告した。

平成28年3月、「佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画」に基づき、新庁舎の基本設計を完成させた。

平成28年第4回（6月）定例市議会における施政方針で「庁舎建設について、市民の目線に立った検証と検討を行う」とした考えを示した。

平成28年第6回（9月）定例市議会において、「新庁舎の建設は取りやめ、現庁舎をできるだけ活用する」とした考えを示し、連合委員会審査を開催した。

連合委員会審査の意見を踏まえ、住民説明会を開催し理解を求めた。

平成28年12月、市民から「佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例」の制定を求める直接請求があり、市長が意見を付して、平成28年第8回（12月）定例市議会に付議し、原案どおり可決されたが、市長は「合併特例債の期限内での新庁舎建

設は不可能」として、住民投票条例案を再議に付し、平成 28 年 12 月 28 日の臨時議会で可決に必要な 3 分の 2 以上の賛成が得られず、条例案は廃案となった。

これにより、新庁舎は建設せず、現庁舎を活用することとした。

## (2) 現庁舎の状況

現在の本庁機能は、本庁舎及び一部の支所・行政サービスセンターへの分散配置となっている。

議会は佐和田行政サービスセンター、教育委員会は畑野行政サービスセンター、上下水道課は真野行政サービスセンターに分散配置となっているが、当面は現状維持を基本とする。

## (3) 本庁舎整備の基本方針

現庁舎は、構造躯体の寿命まで使い続けることを目指し、適切な予防保全を実施することにより長寿命化を図るとともに、緊急時のライフラインや通信手段を確保する整備を行い、耐震性能を含めた防災拠点としての機能を強化する。

また、バリアフリー化等を推進し、市民サービスの利便性の向上を図り、現庁舎を有効活用する。

本庁機能の一部について分散配置となるが、事務改善等による効率化を進めることにより、市政の拠点施設としての機能向上を図る。

### ア 安心で安全、かつ市民の暮らしを支えるための庁舎

災害などの有事の際は、拠点施設として役割を十分に果たせる庁舎とするため、庁舎の耐震性能等を調査し、高い耐震性能などに構造的な強化を図る。

また、災害時に対策本部として機動的に対応できるよう、ライフラインの確保、通信機器や非常用電源装置などの設備を充実させるとともに、業務継続計画に基づき、復旧・復興の拠点施設としての機能を備えた施設とする。

### イ 利便性の向上

バリアフリー化<sup>※7</sup>を進め、高齢者や子ども連れ、身体の不自由な人など訪れる人々の利便性の向上を図る。

また、不特定多数の来庁者が利用する窓口業務は、市民に分かりやすく便利なものとなるよう工夫し、利用者の利便性の向上に努める。

### ウ 借地の解消

平成 26 年度までに一部用地買収を行ったが、現在でも職員駐車場などの一部が借地となっているため、今後も計画的な借地解消に努める。

### 3 支所・行政サービスセンターの整備

#### (1) 支所・行政サービスセンターに求められる機能及び整備の基本的な考え方

支所・行政サービスセンターは、地域力の向上、地域の活性化・発展の拠点であるため、手続業務等の拡充を図り、地域の実情に即したきめ細やかな行政サービスを行う必要がある。

また、少子高齢化が進む中で市民サービスの向上を図るため、コンパクトで複合的な庁舎として整備する。

ア 耐震性能を有する庁舎又は耐震改修を計画する庁舎については、他の公共・公益的機関を積極的に受け入れ、複合施設として活用する。

また、業務継続計画による代替庁舎機能として活用する。

イ 借地については、将来の経済性を勘案し、計画的にその解消を図る。

#### (2) 各庁舎の現状と整備方針

##### ア 両津支所

---

##### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和35年11月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	5,945.38 m <sup>2</sup>	借地の状況(借地率)	無し
延面積	2,608.79 m <sup>2</sup>	現在の職員数(H28)	38人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	40人程度

##### (イ) 施設に関わる現状と課題

昭和35年に建築され、53年が経過していることから老朽化が著しい。

庁舎には、支所機能のほか教育委員会事務局(現在、畑野行政サービスセンターに仮移転中)や新潟県佐渡地域振興局地域整備部(港湾空港庁舎)が存在している。

##### (ウ) 整備等の方向性

平成29年度から30年度にかけて、支所、公民館及び図書館を含めた複合施設として改築を行い、隣接する佐渡島開発総合センターと一体的に整備する。

なお、既存の公民館は解体し、跡地の有効活用を図る。

## イ 相川支所

---

### (ア) 新庁舎の概要

敷地面積	19,611.00 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	3,723.61 m <sup>2</sup>	現在の職員数（H28）	26人
建物の構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建	将来計画に基づく職員数	29人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

平成25年度から26年度において新築移転し、支所と消防署との複合庁舎として活用している。

### (ウ) 整備等の方向性

旧相川支所庁舎は、解体撤去し、跡地の有効活用を図る。

## ウ 羽茂支所

---

### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和53年8月	耐震化の状況	耐震補強実施済
敷地面積	5,807.51 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	5,807.51 m <sup>2</sup> （100%）
延面積	2,016.00 m <sup>2</sup>	現在の職員数（H28）	23人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	27人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

昭和53年に建築され、35年が経過しており、平成27年度から28年度において、耐震補強及び大規模改修を実施している。

敷地は、すべて借地となっている。

庁舎には、支所機能のほか、社会福祉協議会羽茂支所及びシルバー人材センターが存在している。

### (ウ) 整備等の方向性

現施設の耐震補強及び改修工事を実施し、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

なお、敷地すべてが借地であることから、早期の借地解消に努める。

## エ 佐和田行政サービスセンター

### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和57年7月	耐震化の状況	耐震補強実施済
敷地面積	18,243.00 m <sup>2</sup>	借地の状況(借地率)	無し
延面積	3,610.92 m <sup>2</sup>	現在の職員数(H28)	13人
建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建	将来計画に基づく職員数	15人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

昭和57年に建築されたものであり、平成27年度から28年度において、耐震補強及び大規模改修を実施している。

庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、議会事務局及び西教育事務所、社会福祉協議会佐和田支所などが存在している。

### (ウ) 整備等の方向性

現施設の耐震補強及び改修工事を実施し、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

## オ 新穂行政サービスセンター

### (ア) 新庁舎計画の概要

敷地面積	2,462.00 m <sup>2</sup>	借地の状況(借地率)	無し
延面積	1,234.00 m <sup>2</sup>	現在の職員数(H28)	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造2階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

平成28年度から29年度において、公民館及び図書室を含めた複合施設として新築移転し、業務を開始する計画である。

庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、東教育事務所新穂地区教育係、社会福祉協議会新穂支所などが存在している。

(ウ) 整備等の方向性

新築移転し、庁舎機能と公民館機能、及び他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

既存庁舎は解体撤去し、跡地は有効活用する。

カ 畑野行政サービスセンター

---

(ア) 施設の概要

建 築 年 月	昭和 49 年 8 月	耐 震 化 の 状 況	耐震補強実施済
敷 地 面 積	7,094.90 m <sup>2</sup>	借地の状況 (借地率)	4,355.95 m <sup>2</sup> (61.4%)
延 面 積	2,712.00 m <sup>2</sup>	現在の職員数 (H28)	7 人
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建	将来計画に基づく職員数	7 人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和 49 年に建築されたものであり、平成 27 年度から 28 年度において、耐震補強及び大規模改修を実施している。

庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、社会福祉課子ども若者相談センター、社会福祉協議会本所が存在している。また、佐渡市教育委員会学校教育課、社会教育課が仮移転している。

敷地の 6 割が借地となっている。

(ウ) 整備等の方向性

現施設の耐震補強及び改修工事を実施し、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

職員駐車場は必要最低限のスペースとし、早期に借地の解消に努める。

## キ 真野行政サービスセンター

---

### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和58年7月	耐震化の状況	耐震構造
敷地面積	12,576.09 m <sup>2</sup>	借地の状況(借地率)	3,275.55 m <sup>2</sup> (26.1%)
延面積	2,778.81 m <sup>2</sup>	現在の職員数(H28)	8人
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	9人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

昭和58年に建築されたものであり、耐震診断を要しない。

庁舎には、上下水道課のほか、シルバー人材センターや地域若者サポートステーション(サポステ)佐渡サテライト等が存在している。

敷地の3割弱が借地となっている。

### (ウ) 整備等の方向性

現庁舎の屋根及び外壁の改修を実施し、これまでどおり、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

なお、借地については、早期の解消に努める。

## ク 小木行政サービスセンター

---

### (ア) 新庁舎計画の概要

敷地面積	1,669.00 m <sup>2</sup>	借地の状況(借地率)	無し
延面積	1,111.00 m <sup>2</sup>	現在の職員数(H28)	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

平成28年度から29年度において、既存庁舎及び既存公民館を解体撤去し、新たに公民館との複合施設として建設し、業務を開始する計画である。

現在は、敷地内の小木地区公民館に仮移転しており、庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、シルバー人材センターが存在している。

(ウ) 整備等の方向性

新庁舎建設後に地区公民館を解体し、庁舎機能と公民館機能を集約した複合施設として一体的に整備する。

ク 赤泊行政サービスセンター（赤泊総合文化会館）

---

(ア) 施設の概要

建築年月	平成元年8月	耐震化の状況	耐震構造
敷地面積	2,000.00 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	3,260.00 m <sup>2</sup>	現在の職員数（H28）	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

効率的な行政運営を目指し、平成22年度に近隣の社会教育施設である赤泊総合文化会館に行政サービスセンター機能を移転し、公民館及び集会施設の機能が併存した複合施設として活用している。

(ウ) 整備等の方向性

現状のとおり、複合施設として活用する。

【用語解説】

<p>佐渡市町村合併協議会 (法定協)</p> <p style="text-align: right;">※1</p>	<p>市町村合併をする時に必要な「市町村建設計画」の作成や、合併することの是非も含めた合併に関するあらゆる事項の協議を行う地方自治法に定められた協議会。設置期間は平成 15 年 1 月 7 日から平成 16 年 2 月 29 日まで。</p>
<p>国の三位一体改革</p> <p style="text-align: right;">※2</p>	<p>平成 16 年度から 18 年度にかけて、政府の構造改革の大方針の一つである「地方にできることは地方に」という理念の下、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付金の見直しの 3 つを一体として行った改革。</p>
<p>本庁舎検討委員会(民間)</p> <p style="text-align: right;">※3</p>	<p>平成 16 年度に旧市町村から市民を 1 名ずつ選出し、合計 10 名で組織された民間による委員会。3 回の委員会が開催された。</p>
<p>本庁舎周辺整備検討委員会</p> <p style="text-align: right;">※4</p>	<p>佐渡市プロジェクトチーム設置規程に基づき、本庁舎周辺整備の総合調整を検討するために設置した庁内委員会。設置期間は平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで。</p>
<p>市有財産検討委員会</p> <p style="text-align: right;">※5</p>	<p>佐渡市市有財産検討委員会設置要綱に基づき、市有財産の処分及び活用に関し、適正かつ円滑な事務処理を図るために置かれた庁内委員会。</p>
<p>佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画検討会議</p> <p style="text-align: right;">※6</p>	<p>佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画について、総合的な見地から意見又は助言を求めるための民間の学識経験者等からなる会議で、基本計画案の策定に際し、新庁舎等に必要な機能等について検討を行う。設置期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで。</p>
<p>バリアフリー化</p> <p style="text-align: right;">※7</p>	<p>障がい者や高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語。</p>